

土砂災害防止対策基本指針の主な変更点

※赤字は今回の変更点

告示：令和8年5月21日
施行：令和8年5月29日

防災気象情報の見直しに伴い、土砂災害の警戒レベル4相当情報の名称が「**レベル4土砂災害危険警報**」となることを反映

「土砂災害防止対策推進検討会」の提言（令和7年4月）を踏まえ、土砂災害警戒区域内のRC造の堅牢な建物を避難場所として確保する場合の留意点を反映
➤ 可能な限り上層階に避難場所を確保すること

- 一 土砂災害防止法に基づき行なわれる土砂災害防止のための対策に関する基本的な事項
- 1 土砂災害防止対策基本指針の位置付け

「土砂災害警戒情報」は、「土砂災害に関する危険警報」と一体として、「レベル4土砂災害危険警報」という名称を用いて発表・解除する旨を記載。

- 二 基礎調査の実施について指針となるべき事項

- 三 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定について指針となるべき事項

- 四 土砂災害特別警戒区域内の建築物の移転その他法に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に関し指針となるべき事項

- 1 法第8条第1項及び第2項の市町村地域防災計画に関する事項

土砂災害警戒区域内のRC造の堅牢な建物を避難場所として確保する場合の留意点等を記載。

- 五 危険降雨量の設定並びに土砂災害警戒情報の通知及び周知のための必要な措置について指針となるべき事項

- 2 土砂災害警戒情報の発表等

「土砂災害警戒情報」は、「土砂災害に関する危険警報」と一体として、「レベル4土砂災害危険警報」という名称を用いて発表・解除する旨を記載。

防災気象情報の見直しにより、土砂災害の防災気象情報の体系が整理されたため、各情報の概要について新たに記載。

土砂災害警戒情報の発表単位を、市町村単位から細分化する際に考慮すべき事項を記載。

- 3 土砂災害警戒情報の通知及び周知

「土砂災害警戒情報」は、「土砂災害に関する危険警報」と一体として、「レベル4土砂災害危険警報」という名称を用いて通知及び周知する旨を記載。

- 4 土砂災害警戒情報に基づく的確な避難指示の発令

「土砂災害警戒情報」は、「土砂災害に関する危険警報」と一体として、「レベル4土砂災害危険警報」という名称を用いて発表・解除する旨を反映。

- 6 避難勧告等の発令時に住民等がとるべき行動の周知

土砂災害警戒区域内のRC造の堅牢な建物を避難する場合の留意点等を記載

- 六 緊急調査の実施について指針となるべき事項

- 七 土砂災害緊急情報の通知及び周知のための必要な措置について指針となるべき事項

土砂災害警戒区域内のRC造の堅牢な建物を避難場所として確保する場合の留意点を反映

➤ 可能な限り上層階に避難場所を確保すること

<過去の土石流事例>

①平成26年 広島県広島市安佐南区八木3丁目



②平成21年 山口県防府市大字真尾



過去の土石流事例では、RC造の建物の躯体が被災、または流出した事例は確認されていない。
建物の窓や扉、シャッター等からの土石流の流入により屋内が被災した事例は確認されている。